

## 第 1 0 6 号議案

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の退職手当に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 5 号）  
の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3 第 2 項第 3 号中「公益法人等への足立区職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例」に改める。

第 1 2 条の 3 第 4 項各号列記以外の部分中「第 6 号」を「第 7 号」に、「第 7 号」を「第 8 号」に改め、同項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（ 5 ） 自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の期間

第 1 3 条第 4 項中「要しなかつた期間」の次に「及び自己啓発等休業をした期間（その期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当しない場合における当該自己啓発等休業の期間に限る。）」を加える。

付 則

この条例は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日から施行する。

（提案理由）

自己啓発等休業制度につき退職手当上の取扱いを定めるとともに、公益法人等への足立区職員の派遣等に関する条例に係る規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。